

平成24年9月26日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年9月21日付け滝議第72号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	樋 郡 真 澄
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課主査	掘 鋼 治
保健福祉部福祉課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課長	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子
市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌
市立病院事務部経営管理課長	椿 真 人
市立病院事務部経営管理課主査	佐 藤 智 人

(総務部総務課総務グループ)

第15回 厚生常任委員会

H24.10.3(水)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～10月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

(1) 医師の採用・退職について

(口頭) 事務課

(2) 市立病院の経営形態検討結果について

(資料) 事務課

《保健福祉部》

(3) 4種混合ワクチンの予防接種の実施について

(資料) 健康づくり課

(4) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

(口頭) 福祉課

(5) あいがも関連施設の購入について

(資料) 保健福祉部

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 15 回 厚生常任委員会

H24. 10. 3 (水) 13 時 30 分

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第 15 回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席いただいております。委員外議員として坂井議員、渡邊龍之議員、小野議員、柴田議員、窪之内議員の出席を許可いたします。ここで休憩し、10 月 1 日付人事異動に伴う職員紹介をいたします。休憩します。

休 憩 13:31

再 開 13:32

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
それでは、所管からの報告事項に入ります。

1 所管からの報告事項について

委員長 (1)、医師の採用・退職について説明を求めます。

(1) 医師の採用・退職について

鈴木部長 私のほうから、医師の採用・退職についてご報告させていただきます。9 月 30 日付で 1 名の医師の退職がございました。退職となった医師は、循環器科を専門とする飯田医師でございます。飯田医師は平成 21 年 4 月から当院に勤務をしておりましたが、ご自身の都合により当院を 9 月 30 日付で退職となったところです。飯田医師の後任につきましては、年度途中ということもあり、常勤の医師の準備ができないと医局から言われていますが、今回の飯田医師の退職により循環器科の医師は 3 名から 2 名体制になります。飯田医師が担当しておりました外来につきましては、当面出張医と現在いる医師での対応となります。平成 25 年 4 月には、何とか 3 名体制にということを含めまして、大学医局等を訪問するなど要望を継続しているところです。また、10 月 1 日付で旭川医科大学を平成 6 年に卒業し、その後北海道大学医学部大学院に進み、関連病院等で勤務しておりました早川医師を採用いたしました。早川医師の専門は消化器内科であり、当院においても消化器内科を中心に診療や内視鏡検査を担当する予定であります。

委員長 説明が終わりました。質疑はございますか。

清 水 常勤 2 名プラス出張医ということで、出張医はどの程度勤務されるのか伺います。

鈴木部長 飯田医師は週 3 回で午前中 2 回、午後 1 回の外来診療を行ってきましたが、火曜、金曜日の午前中ということで勤務しておりましたが、金曜日については出張医、火曜日につきましては現在いる 2 名の医師が交代で診療を行うということで木曜日の外来は出張医が来られず 10 月 1 日からなくなるということで変わっております。

清 水 循環器内科は 1 時間くらい予約がずれて、最後は 2 時過ぎることもあるのです。3 日が 2 日になるというのは、すごいことだと思います。医師を探していると思いますが、めどはどうか伺います。

鈴木部長 院長、循環器内科の医師の医局等の話の中では、現在、旭川の第一内科なので

すが非常に医局員が少ないということで、入局してもそれだけ同じような方が退職されているということで、非常に厳しいと言われていています。しかし、2名ということで、循環器内科を続けていくために、救急や外来患者のことも含めて、大変なことになる前に何とか確保に向けて、一般的な募集も含めて、医師確保に努めていきたいと、院長と今後の対応について話をしているところです。ほかに質疑はありますか。

委員 長

(なしの声あり)

委員 長

なければ、報告済みとします。(2)、市立病院の経営形態検討結果について説明願います。

(2) 市立病院の経営形態検討結果について

鈴木部長

平成19年6月の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、自治体財政の健全化が求められ、一般会計を中心とした財政状況の判断基準が公営企業会計を連結した判断基準へ変わり、病院事業においても一層の健全経営を求められることになったところです。平成19年12月には総務省より公立病院改革プランの策定について示され、その中で経営形態のあり方についても検討項目となったところです。当院の公立病院改革プランにおいては、平成24年度中に公営企業法の全部適用についての方向性を出すとしていました。平成24年4月に滝川市立病院経営形態検討職員会議を設置し、会議を4回開催し、検討してまいりました。検討結果につきましては、現状の経営形態、いわゆる公営企業法一部適用の継続となったところですが、検討経過及び内容について担当より説明いたします。

椿 課 長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わりました。質疑はございますか。

荒 木

道内主要市立病院の経営形態で全部適用の7病院の事業管理者はどういう方になっているのか伺います。

鈴木部長

函館、札幌、室蘭、小樽それぞれ医師が事業管理者になっていることは承知しております。留萌、稚内、旭川についても確実な情報ではありませんが、医師だと聞いています。あり方としては、院長職と事業管理者それぞれ分けておいている病院もありますし、事業管理者と院長を兼ねているような形態もあると聞いています。

委員 長

ほかに質疑はありますか。

清 水

おおむね3年ごとに経営形態について、見直す機会を設けるべきということから、今回の検討結果が一つの土台になっていくという観点でお聞きをしたいのですが、まず、3ページ全部適用の場合、職員の定数制約があるということなのか。通常は民間病院であっても必要に応じて配置をするわけで、定数制約があるということなのか。通常は民間病院であっても必要に応じて配置をするわけで、全部適用にした場合、市と病院の人事交流というのは、給与形態が変わっていけば、当然やりづらくなるということが想定されるのですが、そういったことも今回検討の中に入っていたのか伺います。

鈴木部長

職員の定数条例というのは、条例で定数が定められているのですが、そういったもので制約されて職員の採用について思うようにいかないというような場合があるということですが、こちらのほうは病院の考え方で定数できちんと定めさせていただいておりますし、現状としては定数に余裕を持って、職員の採用、人事異動を行っているということを掲載させていただいております。人事交流

の話ですが、具体的にどうするかというところまではありませんが、全部適用になると職員の給与を条例で管理者が定めれば、いろんな給与形態を行うことができるわけですが、実際問題全部適用しているところで、例えば、非常に黒字を出したから、ボーナスを多く出そうといったケースが見られないので、そこまで踏み込んでできるのかという議論になりましたが、そういうことがあったからといって、人事交流をすぐにやめるといったところまでは病院としては考えていません。

清 水 予算、決算の議決など議会のかかわりは変わらないということなのですが、全部適用にした場合、議会でのチェックに制限がかかるなど制限的なものはあるのか伺います。

鈴木部長 議会とのかかわりということであれば、予算や決算を含めて、議会の対応については変わりありません。

委員 長 ほかに質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みとします。(3)、4種混合ワクチンの予防接種の実施についての説明を求めます。

(3) 4種混合ワクチンの予防接種の実施について

長瀬課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。(4)、生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

(4) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

国嶋課長 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の状況について報告させていただきます。直近、9月12日第22回の口頭弁論が札幌地方裁判所で開かれまして、前市長田村弘氏の証人尋問が行われました。この結果、証人尋問はこれで終了いたしまして、来る11月21日に第23回の口頭弁論が行われます。この際、原告、被告双方から最終準備書面が提出され、判決日が決定すると思われまます。見込みといたしまして、11月21日から約二、三カ月後、平成25年2月、もしくは3月に地方裁判所で行われます第一審は終結すると判断しております。

委員 長 説明が終わりました。質疑はございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。(5)、あいがも関連施設の購入についての説明を求めますが、その前に清水委員から資料要求が出ております。資料要求の説明をお願いします。

(5) あいがも関連施設の購入について

清 水 1点目、新生園、更生園の指定管理書類ということで、協定書、収支決算書、作業内容、生産金額等の報告書、社会福祉事業団定款。

2点目、関係書類として、指定管理施設・土地一覧、指定管理契約にないが、事業団が新生園のアイガモ事業に関連して使用している市有施設・土地一覧。

3点目、アイガモ施設の経過。

4点目、アイガモ関連の作業、就労実態。

5点目、アイガモ関連商品の種類、売り上げ。

以上、資料要求します。

委員 長
国嶋課長

5点の資料要求がございましたが、所管は対応できますか。

1点目、市と事業団の協定書は準備できます。また、収支決算書についても準備できます。作業内容、生産金額等の報告書ということですが、作業内容と具体的に連動したものではありませんが、それぞれ、新生園の科目、アイガモ、花卉、段ボール等の月別の生産金額等の資料を出すことができます。社会福祉事業団の定款についても、同じく準備ができます。次に同上関係書類としてですが、指定管理施設、土地一覧及び指定管理の協定書にないものについての施設、土地一覧ということですが、これについては、本日机上に配付しております資料の中に一覧として掲載させていただいております。3点目、アイガモ施設の経過ですが、振興公社からの譲渡の時期等の今までの流れについては、きょう配付した資料に掲載させていただいております。飼育数の実績については、詳細は把握しておりませんが、私どもで把握しているのは、当初1万羽の振興公社の預かりからスタートして、現在約2万羽の飼育、出荷までの体制を整えているということを口頭で報告させていただきます。ひな飼育棟を東9丁目に建てた時期及び冷凍庫を入れかえた時期、堆肥置き場等の建設時期などがわかる資料を時系列でということですが、これについては、私どもでは把握しておりませんので提出できません。4点目、アイガモ関連の作業、就労実態ということですが、利用者総数等については、平均の月登録者数、通所者数ということで、資料で提出することができます。また、就労実態、時間ということですが、園生の作業日報等については、私どものほうで報告を受けておりませんので、詳細は把握していませんが、概要につきましては、本日お配りした資料の中で、作業の流れ等掲載させていただいております。新生園の職員配置につきましては、現在正職員5名、嘱託職員3名、解体等作業臨時職員として、昨年度は11名の雇用があったということを口頭で報告させていただきます。次に、アイガモ、花、給食、総務、経理等についての職員の内訳ですが、アイガモ、花等については、明確な区別はありません。先ほど言いました職員の中で、管理者、園長、職業指導係長、目標工賃達成指導係長、生活支援員、これらの者がそれに当たると思われますので、口頭で報告させていただきます。また、給食については、栄養士及び嘱託の調理員が担当していると思われます。5点目、アイガモ関連商品の種類、売り上げについて、売上額は提出する資料の収支報告書、実績報告書の中に掲載されておりますのでご覧ください。商品の種類ですが、口頭で報告させていただきますが、種類は5種類です。ロール巻スライス、モモスライス、ローズスライス、スモークブラックペッパー、スモークマイルドの5種類、それぞれスライスについては640円、スモークについては530円と聞いております。

以上です。

委員 長

委員の皆さんにお諮りいたします。資料要求については、提出していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

できる範囲で資料の提出をお願いします。

国嶋課長
委員 長

所管から(5)、あいがも関連施設の購入について説明を求めます。

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。これから質疑を受けるわけですが、事業団に関していろいろなご意見があらうかと思いますが、本日の質疑においては、アイガモ関連

施設等の内容についてということで、それを考慮して質疑をお願いしたいと思います。それでは質疑ございますか。

木 下

滝川市社会福祉事業団によるアイガモ施設取得に係る市への相談経過の中で経過が書いてありますが、事業団のほうからは、あくまでも決まってから相談を受けたのか、購入する前に具体的にこういうところがあるのだけれども、どうしたらよいだろうかというような相談があったのか伺います。また、滝川市にも農地転用のところはたくさんあると思います。このことについてどのように考えるのか伺います。

国嶋課長

表の中の相談の経緯ですが、まず、購入決定は3月30日ですので、その2日前に事業団の運営推進委員会が市理事者等との懇談のときに市長に対して報告しております。上記の相談の経過で2月28日に用地の検討を始めているという報告、相談をいただいています。赤平市の今回の用地に決まりそうだという話についての相談はございませんでしたが、滝川市内の用地の検討を含めて、事前から私どものほうに相談はあったと認識しております。農地の転用ですが、確かに農地の転用ができないわけではありませんが、社会福祉法人が農地を取得するということについて、滝川市の農業委員会とも相談しましたが、なかなか困難であるという結論から、事業団の理事長におきましては、候補地の周辺の農家の方のあいさつ回り等も終了した後だったそうですが、市内の土地については、購入に至らなかったと聞いています。

以上です。

木 下

赤平の土地の持ち主は個人なのか伺います。

国嶋課長

一般の株式会社でございますので、相手方があることから、今回の資料には掲載しておりませんが、歌志内市内の会社です。

木 下

市民の方からは、固定資産が赤平に入る関係上、滝川になぜ購入しなかったのかということが言われています。私も非常に残念に思っています。意見とします。

委員 長

そのほか質疑ございますか。

清 水

(別紙通告質問書に基づき質問する。)

また、通告以外の部分で、協定書第13条第1項では、乙は管理業務の実施に必要な知識、技能、経験等を有する者を管理責任者として選任するとともに書いてあるとおり、管理責任者の業務等についても書かれているが、この管理責任者は、どういう方になっているのかということも伺います。

国嶋課長

指定管理の基準と範囲ということですが、お配りしました資料の協定書の第3条指定管理者の責務の中に滝川市就労継続支援施設条例及び施行規則に基づく業務を指定管理でお願いしている。その中身につきましては、障害者自立支援法に基づく就労継続支援施設の運営管理ということになります。費目としてアイガモ、花卉等が明記されているわけではございません。次に、老朽化等使用不能の経過ということですが、過去11年間、このように設備を改善しながらということで、古くなってきて修繕をしたという報告、相談はございましたが、市として決定し、資金をかけてこの解体処理場を修理したということとはございません。事業団独自で、または管理代行負担金の中で、協定書に基づき、修繕に取り組んでいただいていたと判断しています。協定書の第14条第1項、乙が管理する土地等についてですが、西9丁目の施設につきましては、指定管理契約の協定書、今お配りした資料の別表からは、新生園、東9丁目の土地、建物

しか記載されていません。大変申しわけございませんが、過去の経緯を調べましたところ、最初のときからの委託契約につきましては、西9丁目の建物が入っていましたが、18年から指定管理制度の契約となった段階で、その西9丁目の土地等が漏れてしまったものと思われます。次に、その場合の施設の使用料、賃貸料ということでございますが、これについては無料でございます。滝川市の行政財産として、用途、西9丁目の施設、建物を含めて、指定登録をしております。したがって、私どもの協定書を交わす際に付表の記載漏れが原因でございますので、その土地が載っていないから別途使用料、賃貸料が発生したということではございません。次に、西9丁目の業務は指定管理の範囲内であることの確認ということですが、アイガモ肥育という指定はしてありませんが、就労支援施設として取り組む事業ということで、一連の事業につきましては、社会福祉法人の定款にもありますように、社会福祉事業だと認識しております。次に、相談なく赤平の施設を購入した経緯ということですが、今回の購入につきましては、協定書第14条第8項乙は、自らの負担により備品を購入し、又は調達しようとするときに該当すると思われまゝ。また、ここでいう甲の承認ですが、その相談の経過については、資料で説明させていただいたとおりですが、そのどちらに該当するかその根拠について、管理代行負担金に今回の取得経費、それを上乗せして出しているわけではございませんので、これは滝川市社会福祉事業団の独自財源で購入されたと認識しております。どちらに該当するとしても、相談なしでは大問題ではないかということでございますが、これにつきましても、先ほど相談の経過で説明させていただいたとおりでございます。また、過去に同様の購入があったということですが、ひな飼育棟、冷凍庫など金額の大きなものを購入しているということですが、これは負担金による取得としてはありません。みずからの負担により購入ということで市の管理代行負担金、もしくは別途市が備品として購入したものではありません。過去のものについて相談があったかということでございますが、私どものほうにその相談の経緯、承認の決定など、決裁等で残っているものはございません。もし、そのような相談があった場合は、現在も例えば市で負担すべきなのか、事業団で行っていただけないのか、その金額はいかほどかということ相談しながら、ケースバイケースで対応をさせていただいています。私どもに相談があった場合としては、みずから事業団の経費で買われるという場合は購入可否の決定権が市にあるわけではないと判断しております。私どもとしては管理代行をお願いしている福祉事業の実施、または通所されている園生の影響があるのかということのポイントとして、相談をお受けするということになると思います。次に、負担金により取得か、みずからの負担による購入かということですが、今お話ししましたように負担金による取得ではございません。次に、第14条、みずからの負担で、あらかじめ甲の承認を受けなければならないということに基づき取得された備品の把握につきましては、私どものほうで、台帳として整備しているわけではございませんが、きょうお配りしました資料にありますように、毎年度収支報告書等にあり、財産目録等で把握しているのが現状でございます。次に、工事及び修繕についてですが、その負担区分は次に掲げるものということですが、滝川市で現在私どものほうで把握している内容ですが、平成19年の油漏れ関係、それと今年度実施しております法律改正の施設指定が変わったことによりまして、看板の書きかえ、これが近年平成19

年以降、滝川市で負担して行っているもので事業としての工事、修繕でございます。軽微な修繕等については、その都度それぞれ相談をしながら、進めている経緯で数件はございます。次に、乙が負担すべき費用として、経営及び収益向上を目指し、目的として乙が必要と認める投資的なものなどがあるがその主な内容ということですが、これにつきましては、備品設備等で購入されたもの、新生園関連としては、資料に示しましたように、財産目録に載っているものと把握しております。今回につきましても、ここにありますようにアイガモ事業の安定的な継続、効率化、また通所園生に対する工賃の確保のためと判断しております。備品について、年度末における備品の管理状況を報告しなければならないとされているが、それが無いという理由は、当初新生園の委託契約を開始した昭和63年から滝川市においては、備品台帳というものは当時向こうには渡しておりません。契約で施設及び附属物ということでの委託をしております。現在におきましては、備品台帳の整備は、二十数年前ということで、当時の備品については全て耐用年数切れのために今、備品台帳に整備しているものはないのではないかと判断しております。

以上です。

委員長
国嶋課長

最後のもう一点。管理責任者について答弁願います。

第13条第1項、乙の管理責任者でございますが、管理責任者につきましては、新生園の園長が管理責任者として兼務しております。

清水

まず、先ほどの資料要求で把握していないという答弁がありました。そのことについて伺います。資料要求で新生園の職員配置で、アイガモ事業というのは、売上げが大きいだけにかなりこれにかかわっているのだらうと思います。嘱託の2名が給食、総務・経理は人数を言われなかったが、5名、3名、11名ということで、同じウエートでは数えられないですが、全部で19名の方がアイガモの特に加工、営業、梱包、配送などアイガモ関連で、かかわっておられると思うのですが、その状況について伺います。加工施設の老朽化、排水処理問題では、市が修理したことはなく、独自に行われたということで、課長が答弁された中身は、事業団が設備されたものは全て負担金ではないということでした。私はそのようなことはないと思います。負担金とは一体何なのかということにもなるので、実際その負担金なのか、独自の費用なのか、そういうことを意識しながら、やってこられたのかということ伺いたと思います。これまでどのくらい修理に事業団の費用をかけてきたのかということも伺いたと思います。指定管理から外れたことについては、記載漏れという表現をされましたが、西9丁目の施設は指定管理登録されていると言われたのですが、記載漏れしているということは、当然指定管理登録されていないと思います。記載が漏れているけれども、ここはこういうことなので無料でお貸ししますということを実態としてお互いの確認事項になっているのであれば別ですが、その辺について伺います。今回の赤平の施設については、みずからの負担なのか、管理負担からなのかということについては、先ほど質疑した観点でお聞きしたいところなので、これも含めて答弁ください。結局相談なしでは大問題ではないかというのは、先ほど説明されたということで言えば、大問題ではないという認識というふうにとらえたのですが、やはり大問題だと思っておりますので、お考えを伺います。過去のものについては、ケースバイケースで対応という話をされていますが、結局のところ、相談はなかったのではないかと思います。それほど

昔のことではないので、先ほどの資料で言うと、3,000万円を超える固定資産ですが、冷凍庫が入っていない。そのことも含めて、相談があったのかということは、難しい話を聞いているわけではないのです。要するに相談があったというような経過は、調査の中では出てきていなかったということだと思いますが、確認をしたいと思います。工事及び修繕で今、油漏れと看板書きかえと言っていました、事業団の費用で行った工事及び修繕は幾らくらいあるのかということ。また、それを市に相談をされたのかということをお聞きします。備品が一切ないということですが、委託時代まで全て載っていたがという報告ですから、耐用年数切れだから報告がない。しかし、備品が台帳から落ちるということは、当然耐用年数が切れた時点ではあったわけなのです。それとも、既に平成13年以降、市と事業団の間で市の備品だということで、台帳のやりとりなどは一切ないということかもしれないので、その確認をしたいと思います。管理責任者については、新生園の園長ということですが、歴代そういうことなのか、そこには園長、施設長など3段階くらいあるかと思うので、1人なのか、その状況について伺います。

国嶋課長

アイガモの職員等の配置、解体、注文、営業等その内訳はということですが、解体等につきましては、臨時職員等の11名の方にやっていると認識しています。また、注文を受けたり、営業については、園長以下職員も関与していると認識しております。厳密にアイガモ事業に何名かけているという報告は協定書の中の実績報告書にもございませんので、かかった職員の配置、または雇用された職員の数、業務内容から推計しております。次に、老朽化について、修繕は100%独自財源かということですが、修繕については協定書にありますように金額をうたっています。その中の範囲内で済むものについては、管理代行負担金での修繕ということになります。管理代行負担金を使っていないと申し上げたかったのは、配付した資料、財産目録から移したような大型の備品や鶏舎をたてたり、バスを購入したりといったものについては、市のほうとして予算化していないので、独自財源だと判断しております。事業団が修繕にかけた費用は、私が来て3年になりますが、その間この解体場を修繕したいということの相談はございません。過去修繕したときに相談があったかどうか等についても決裁等の記録は残っていないので、把握できておりません。協定書の記載漏れとして、実態として確認事項となっているのかということですが、滝川市の委託管理契約新生園が始まった当初から、振興公社から肥育の仕事を受け、そのまま振興公社が経営難で撤退し、そして新生園がアイガモの灯を消さないということで、事業として引き継がれております。市の事務方の協定書に漏れているのは私どものミスではありますが、それについては、事業団、市ともにアイガモ施設を福祉事業として使っていると認識しております。財産目録に冷凍庫がないということですが、ここに載せてある仮設鶏舎・エアコン他に入っているものと思われます。ここに記載しているものは私どもに実績報告としていただいている収支報告書の中身、その文言そのままを掲載しています。次に赤平の敷地、建物を購入することに対する相談がなく、問題との認識はないのかということですが、その経緯については、先ほど説明させていただきました。実際に契約が決定する前には、市長に対しての報告もいただいています。保健福祉部長のほうから、本会議において、相談がなかったと言ったのは、赤平の購入に対して、その前段としての相談がなかったということ

です。2月末に今、市内で検討していたところが、別用地の検討を始めていると報告がありましたが、赤平の用地に決まりそうだ、そこにしたいという相談はなかったという意味で、保健福祉部長から答弁しております。ひな飼育棟、冷凍庫等について、みずからの負担により購入しました。相談はあったのかということですが、過去について現在協定書にありますようにみずからの負担によって購入する場合でも市の承認を得ると協定書に載っております。その承認の中身として、特段、何月何日相談。市、承認。承認した様式の文書を発送という形態にはなっていません。確かに私どもが相談の経過を説明しましたが、実際の契約が済んでいないうちから、公表ができるのかという問題もございますが、その協定書に基づく相談、承認の形については、様式の整備も含めて、検討させていただきたいと思っております。次に、工事及び修繕について、事業団の予算で行ったものはどのくらいあるのかということですが、先ほどお配りした事業団の資料で、修繕費等の支出費目は把握できますが、それが何の用途でどれかというのは、私どものほうで、相談があったものについては、記録がないまでも、把握はしております。軽微なものについては、運営の中で独自に修繕等は行っていただいておりますので、事業団の予算で幾らの工事修繕があったのか大きなもの以外は私どものほうでも把握はしていません。備品台帳の報告について、昔から台帳での引き継ぎがなかったのではないかとということですが、当時体制として台帳を作成して、事業団との間で交わしたというふうに、新生園は存じませんが、ほかの施設では委託契約のときからそういう形式はとってはおりませんでした。指定管理になりましてより厳密にそういった施設の備品等をうたうようになりましたが、滝川市の備品台帳にその時点で全て落ちておりましたので、先ほど申し上げたように耐用年数切れ等から市の台帳から削除したのではないかとおられます。また、協定書にうたっている求めることができるというのは、これは管理代行負担金の中から備品等を購入した場合、その所有の帰属は滝川市に所属しますので、それについては、台帳を整備して、市に報告をしなければならないというのが中身でございます。先ほど言いました台帳がないというのは、滝川市の備品台帳については、新生園の分は全て記載がない状態だということです。最後に、新生園の管理責任者等ですが、現在の体制、人事異動等でも変更はございますが、現段階、両施設の更生園と新生園の管理者として1名、また、両施設の園長兼務として、生活指導員、工賃目標達成係長について、そのほか支援員等については、新生園の専属でございます。調理担当の栄養士等については兼務、調理員についても兼務ということになっております。

以上です。

清 水

職員の実態を伺いたいのですが、更生園との兼務ということが出てきてよくわからなくなったのですが、更生園もかなりの人数を雇用しているので、兼務とはいってもかなり専業だと思うのですが、解体が11名と説明されましたが、11名の方はほぼこれに従事されていると理解してよいのか。16名の園生の方が、どの程度アイガモのアニマルセラピーということで、就労作業されているのか、そのウエートということで言うと、全くかかわっていない方もいらっしゃると思うのですが、市が指定管理している中身というのは社会福祉事業だと就労支援の事業ということですから、少なくとも利用者の中で何人程度、かかわっているのかということ、かなり大事な話かと思うので、16名のうちアイガモに

かかわっている園生はどのくらいなのか、職員及び利用者の方について伺います。備品については、やはり負担金で買ったことがないということは異常だと思いますが、修理修繕については第15条に100万円に分けているようですが、備品購入については幾らで分けているのでしょうか。負担金で買う。独自費用で買う。その基準について伺います。資料には、平成16年8月1日に専任の市職員が採用されて、その1年半後に指定管理制度が始まるということで、まさに専任の市職員の方が、新生園について指定管理者制度をどうつくるかということにかかわられたと思いますが、当時の状況について伺います。

国嶋課長

臨時職員として雇用されている方が11名。この方たちが全てアイガモの解体を専任で行っているわけではないと思われます。私どものほうで把握しているのは、収支報告、実績報告の中で臨時職員としての賃金支出11名分。その人数としての想定でございます。たしか、振興公社から新生園が事業を引き継いだとき、解体の専門員の方が3名だったと聞いた覚えがございます。その振興公社の職員の方を新生園が引き継いだというふうに聞いておりますので、解体専任の方が11名ではないと思っております。次にその中で園生がアイガモにかかわるウエートですが、評価的に言うとアニマルセラピーということですが、逆に動物が苦手な方で新生園ではなく、ほかの施設を選ばれる方もおります。8名の方がきょうは通園して、きょうの作業としてアイガモ関連に限定するとすれば、指導員とともに8名の方がアイガモに行きます。その中でアイガモが苦手な方、力仕事なのに女性の方ということであれば、指導員が4名、4名で分けて、花の作業をしたり、アイガモに行くということになります。明確に何人がかかわっているかということですが、その頻度、濃淡はあれ、通所されている方は全てアイガモには何らかのかかわりはされていると思っております。備品購入の基準ですが、協定書上の基準はございません。あくまでもこれがほしいのだけれどもという相談が事業団側からあれば、管理代行負担金の中から捻出し得る金額なのか、もしくは要求として補正予算、新年度予算に反映させなければいけないものなのかという判断をケースバイケースですることとなります。次に、専任職員の方の状況についてですが、私は過去の本会議議事録等から得た知識しかございませんので、これについては答弁はできませんが、状況からして、アイガモの経緯としては、当時まだ現在ほどの2万羽に近い体制にはなっておりません。その体制を2万羽、もう少し安定した供給体制が組めることを目指しての作業、もしくは雇用であったのではないかと想定しているところです。

清 水

備品購入で基準がないのは、余りにもずさんではないかと思えます。第15条は100万円と書いてありますが、備品についても第14条第4項に乙が管理業務を実施するために新たに取得した備品のうち、第19条の規定による負担金により取得したものの所有権は、甲に帰属するものとありますが、これからすると滝川市の物なのです。ところが、基準がなければ、全く判断のしようがありません。これまで、6年間の指定管理業務を契約されてきて、甲に帰属するものはゼロだということは、それはあり得ないと思えます。かなりの備品を買われていると思うのですが、第15条の関係で言えば100万円だけれども、10万円とか、もしかすると5万円かもしれないけれども、公民館で言えば、長机や椅子なども一つ一つ台帳につけています。そういうことが一体どうなっているのか、滝川市の指定管理が全てこのようになっているとすれば、完全に協定

書に不備ありと言わざるを得ないと思います。管理負担金の用途がどういうふう
に決められているのか。備品についての基準、指定管理の基準は、基準なし
ではよしとしないでしょうから、どうあるべきかについて、また公募の指定管
理と比較してどうなのか伺います。2年くらい前に新生園の事務所に行くこと
事務の方がたくさんいるのです。その前は3名か4名だったのが、十何人という
状況でした。新生園の職員の数というのは、指定管理の最初の頃と今とで変化
しているのか把握していれば伺いたいと思います。今回の赤平の購入が、3月
27日に理事長より相手方と合意したことの説明があったわけです。これは、事
前の相談とは私は考えません。少なくとも合意するに当たって、一般的にはも
う後に戻れないみたいなことも、これをもって相談があったというのは余りにも
範囲を超えていると、これは相談なく進めたという本会議での部長答弁その
ままだということを確認したいと思います。

国嶋課長

新生園との関係は本当に相談がなくされているのだなというふうにしかならな
いのです。備品の購入を含めて、過去に1つも負担金で購入がないということ
1つとっても、それが言えるのではないかと思うのです。アイガモに関しては、
私は口を出さない。とにかく園生の方が社会福祉的な指導及び支援がされてい
ればよいのだと。指定管理というのは、施設及び事業の指定管理ですから、ア
イガモ事業は明確に指定管理の中身ですから、市はやはりアイガモそのものにつ
いて、きちんと対等に行ってくるべきだったと思いますがお考えを伺います。
備品について基準がないということをご公募であれば、こういうことにならない
のではないかということにつきましては、厳しいご意見として承って、今後検
討したいと思います。次に、職員の数につきましては、新生園の職員数自体は、
現在も変わっていないと思います。園生数が変わっておりませんので、新生
園の職員体制としては変わっていないと思います。ただ、先ほど臨時職員の方
が11名と収支報告にあるという中身で言えば、昔よりアイガモの肥育数がふえ
ておりますので、そちらで雇用している職員の方がふえているのかなと思いま
す。私は新生園によく行きますけれども、人が十何人であふれているというの
は見たことがないので、何かの会議があったのか、食事前だったのかよくわか
りませんが、体制的にはアイガモ事業が伸びた分、その分での臨時的な雇用等
はふえたと思いますが、福祉事業としての新生園の職員については、過去から
それほどの増減はないと思っております。次に、合意の報告、相談ではないと
確認したいということですが、3月27日には合意したという報告がありました。
その前段、約一月前の2月末については、赤平について検討を始めているとい
う報告を受けております。その間で2月末に報告を受けて、検討を始めている
から実際に合意に至るまでの相談等はないということは、部長が答弁させてい
ただいたとおりでございます。例えば、民間の購入契約等におきまして、購入
契約を締結する前に事前にそれが情報として出るのはいかがなものかという判
断もあったのではないかと推定はしております。次に、新生園と連携した体制
がとられていない。園生の指導さえしていればよいのではないかということ
ですが、私どもが事業団、社会福祉法人に対してこの指定管理業務を委託して
おりますのは、その法人が持つノウハウを活用させていただきたい。また、園生
についての福祉的な指導、またはアイガモ事業に限らず、花卉の栽培、そうい
ったものは市にはないノウハウでございます。これらを生かして運営をしてい
ただきたいために指定管理をしております。新生園におきましては、同様の知

的障がい者の更生施設の月別の工賃については、数千円、もしくはゼロのところが多い中、現在でも平均約2万7,000円の月額工賃を出していただいています。アイガモ事業については、それだけ新生園として真摯に取り組んでいただき、事業としては成果を上げていただいているということが市としても評価しております。また、もっと密な連携をとということですが、それについては、先ほど私どもも反省をする点もございますので、今後気をつけてまいりたいと考えております。備品等全てについて市が修繕、全部厳密に把握して、市が差配するということでは指定管理の意味合いも薄れるのではないかと考えております。要はその法人としての独自の取り組みと指定管理のバランスをどこに持っていくかということだと思っておりますが、きょういただいた質疑等の中でも協定書の中についての見直しや整備については、反省して検討させていただきたいと思っております。

清 水

2月から3月の経過について、もう少し具体的に説明していただきたいのですが、2月28日に理事長、常務理事、保健福祉部長以下とありますが、部長以下とはどのような方がいたのかお伺いします。そのときに赤平の工業団地の施設だということが具体的に伝えられたのかということをお聞きします。市は言いなりのような感じがするのです。西の施設はこれからどうするのかということです。単に使えないからということで、そうですかということだったのか、いつごろ解体するとか、そういったことも考えて、3月27日にいいですということだったのか、より具体的にお伺いしたいと思います。事業団にノウハウがあるから活用するという話がありましたが、事業団のノウハウというのは市の委託を受けてつくられたノウハウが全てなのです。それ以外のノウハウというのはないと思います。事業団が努力されたということはあると思いますが、独自に何か入手されたというようなものでは一切ないと思うのです。アイガモ事業について、市が口を出さなくなってきたという経緯については、やはり問題があったのではないかとと思いますが、そのことについて伺います。

国嶋課長

2月28日、お話しにあった具体的な中身とメンバーですが、当時社会福祉事業団の理事長、常務理事、事務局長に対して、市からは保健福祉部長、介護福祉課副主幹がお話をしております。具体的な中身ということですが、従前から相談のあった市内の用地については、やはりうまくいかないということで、別口の話として、赤平、具体的に歌志内にある株式会社から別件の話があって、検討を進めているというお話であります。またその後、3月27日市長との懇談において、今のところ何とか合意に至ったという報告があって、その3日後に正式な契約を結ばれたということでもあります。ご存知のようにいろんな施設で指摘される中で、譲渡を前提として進めている話が未だに何年も経て進めていないということは、イコール何か問題があるということになります。滝川市と事業団の中で、やはり意思疎通が図られていないのではないかとこのご意見については真摯に受けとめさせていただきたいと考えています。ただ、事業団が蓄えているノウハウというのは決して市からの委託管理を長年続けてきて、市の言いなりにやってきた結果ではございません。アイガモ事業含めて、アイガモの飼料の種類、水のやり方、放す頭数、また職員として福祉専門職としてのノウハウ、知的障がい者に対する対応の仕方、それについて研修に行き勉強していただく、それらを総合して蓄えているのが、社会福祉法人としての滝川市社会福祉事業団だと判断しております。現状、これらを踏まえて、さらに譲渡に

話を向ける際により綿密な連携が必要だということは担当としても認識しております。

委員 長
荒 木

ほかに質疑はございますか。

アイガモ関連施設の購入について質疑が限定されるという認識は全くなかった
ので、ほとんど質疑はないのですが、何点か関連で伺います。今回の赤平の関
係の申し入れの相談経過の中で出てきます、事業団の運営推進委員会というの
は誰がメンバーなのかということが一つ。事業団での役職も含めて伺います。
2月28日のことは大体わかりましたが、3月27日についても、相手方が赤平
の当該施設だということを知りながら、市側が認識しているということもよくわかりました。
3月30日に契約締結ということで、先ほどの説明だと、その締結をする前に市
長に報告をされている。そうすると逆に言えば、見方によっては清水委員のよ
うに、2月28日から3月27日までその合意するまでの相談はなかったにして
も、28日に既に赤平の施設を購入することで進めているということを知りながら、市側は認
識しているはずで、要するにその時点で、27日までの間で赤平の施設ではよく
ないのではないかとということもおっしゃっていないのではないかと思います。
そうすると、本会議で事業団から特段相談はなかったというほどのことなのか
と、次の日に訂正までして、相談がなかったということが当たるのかどうか、
非常に腑に落ちない。相談があったということではよいのではないかと思いま
すがいかがでしょうか。アイガモ関連施設の経緯は特に議会側が事業団に対して
抱いている不審や信頼性に欠けるということの単なる1点であって、もともと
ことし出てきた文書による密約など含めての話なのです。そんな中で平成24
年度末までに一定の方向性を出すと言っていますが、施設譲渡を議会が議決す
る可能性はゼロだと思います。そういうことも含めて、一旦白紙に戻すべきと
思いますが、最終的には市長のお考えでしようが見解を伺いたいと思います。

(何事か言う声あり)

(「荒木委員の質疑に関連した質疑をしたいのですが。」という声あり)

柴田委員外議員
委員 長

定款の内容とその報告体制について伺います。

柴田委員外議員の質疑を認めてもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長
柴田委員外議員

柴田委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。

荒木委員の前段の質疑の部分に関連して1点だけ質疑させていただきたいと思
います。協定書の第43条に乙は、定款、事務所の所在地、代表者その他重要な
事項に変更があったときは、遅滞なく甲に届け出なければいけないとなってい
るのです。定款を見ていたら、実は定款変更がなされているのです。資産とし
て、赤平の物件がここに載せられているのです。これは重要事項だと思うので
すが、これは相談どころではなくて、市にきちんと届け出をしなければいけな
い、ましてやその前条で連絡調整会議の設置及び運営と書いてあるのです。管
理業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るため、連絡調整会議
を設置し、運営するものとする明記されているのです。こういうことは一度
連絡調整会議で情報交換がなされて、それでしかるべきところで、実は報告し、
遅滞なく届け出をしなければいけないとうたわれている以上、荒木委員は違う
表現で言われていましたが、私はこれは相談どころではなく、きちんとした義
務が事業団側にあつて、それを怠った結果、2月28日にこのようなことがある
と理事長が話した、3月27日に何も知らぬままこういう合意があつたと知らさ

れたのではないかということで、これは、協定書からいえば、全くもって、とんでもない報告体制、事業団側の業務を行っていないということも考えられるのではないかと思います、そういったことも含めて答弁いただければと思います。

委員長 答弁調整含めて、休憩いたします。再開は15時45分といたします。休憩いたします。

休 憩 15:34

再 開 15:45

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。荒木委員と柴田委員外議員の質疑に対する答弁を求めます。

深村副主幹 荒木委員から質疑のあった事業団内に組織しております運営推進委員会の構成メンバーについて説明させていただきます。こちらの定数は6名となっており、順に、深村理事長、宮崎常務理事、澤田理事、佐藤参事、藤原事務局長、木村監事の計6名となっております。本来は副理事長も運営推進委員会のメンバーだったのですが、現在欠員のため木村監事がその任を担っているということです。

国嶋課長 2月28日の相談内容ですが、別用地の検討、今回購入した用地等ということで、この時点では今購入したところに限定はされておられません。複数と聞いております。定款につきましては、協定書にありますように定款等を求められることになっておりますので、赤平用地等の記入、北海道に対して定款の変更の申し出をして、その変更の許可がおりて、その後滝川市のほうに提出いただいております。

佐々木部長 アイガモ施設につきまして、いろいろ清水委員からご指摘いただきましたが、見直すものは見直して、正すものは正して、事業団の効果的な運営を含めまして、今後しっかりやっていきたいと思っております。譲渡関係について、白紙という話をいただきましたが、私どもとしては役員体制も間もなくでき、その後しっかり運営できるように市長以下きちんと打ち合わせをしますが、時間がありませんので、現実的には来年の譲渡は難しいと思っております。いつも言っておりますが、いろんな選択肢もあります。本当に市民にとって大事な施設、その施設をしっかり、快適な環境で運営できるような方向へ持っていくために頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

国嶋課長 柴田議員から質疑のありました、協定書第43条にあります重要事項及び連絡調整会議としての設定であります。この協定書の様式については、事業団等に限ることなく滝川市の共通様式を使用しております。ですから、私ども事務方としては、独自財源とはいえ、資産を購入するという重要事項に対して、連絡調整会議を開催するという認識が薄かったのは確かでございます。私どもとしましては、この相談経過等にありますように、そのほかのことについても修繕、備品の故障、それらの相談を受けながら、綿密に連携を図ってきたつもりですが、これが連絡調整会議に当たって、それを会議として開催するという認識は薄かったことは事実でございます。

荒 木 3月27日から3月30日の契約締結の間に清水委員から質疑があつて答弁した、市長への報告というのは、3月27日の運営推進委員会と市理事者との懇談のことを言っているのか、別途市長に何らかの形で報告があつたのかどうか確認いたします。運営推進委員会ですが、恐らく事業団の重要な案件事項について市

理事者と協議するとき運営推進委員会の何名かが出てこられると思うのですが、市理事者は執行権を持っているので、きちんとしたメンバーだと思いますが、事業団の運営推進委員会というのは、どういう位置づけなのか、要するに定款にもない、市側としてどういう実権を持っている委員会という位置づけをしているのか伺います。施設譲渡の関係なのですが、部長の意気込みというか、気持ちはよく理解しますし、そこを何も責める気はありませんが、要するに私が先ほども言った、事業団側は市と直接契約をしているので、市と話をすれば何でも済むと思っているのではないかと思います。当然施設譲渡には議決権があり、指定管理先に事業団がふさわしいかは、毎年議場で議決がされるわけです。否決することもできるわけです。そういう認識をきちんと持ってもらったほうがよいのではないかと思います。最後に関しては意見とします。

国嶋課長

27日の市長との懇談時にその後別途市長に報告等があったのかということですが、それはございません。3月27日の懇談時に説明があったということであり、過去、本会議等の答弁でも、お答えしたことがあると思いますが、市としての位置づけとして、運営推進委員会につきましては、譲渡問題が持ち上がって以降より綿密に気軽に連携が保てるように向こうの事務機能の強化ということで、事業団に設けていただいた組織であると認識しております。定款にうたわれておりますように、評議員会、理事会等の正式な事業団としての意思決定ではございませんが、譲渡にかかわる事前の協議等を容易にフットワークよく開催するために運営推進委員会を事業団が設定していただいたと思っております。また、そのメンバーには理事長以下事業団としての要職の方が入っておりますので、意見交換をする相手方の組織としては、市としては重要であると判断しております。

委員長

柴田委員外議員

そのほか質疑ございますか。柴田委員外議員の再質疑を認めます。

重要事項の変更の届け出での私の質疑に対して、事業団側から道の定款変更の許可をいただいた後に報告を受けたという答弁だったと思いますが、要するに重要な事項に当たるということは、事前に報告があつてしかるべきだと思いますが、そういうことで道に許可を求めますということになって、許可がされて、こういうことで定款ができましたので提出しますというのであればわかるのですが、定款ができ上がりましたから提出しますと先ほど答弁されたような気がしたので、それがこの第43条の主旨に沿うものなのか、その辺の認識を伺いたいと思います。

国嶋課長

先ほど言いました重要事項と定款は別の話と考えていただいて、記載されている定款を受け取ったのは、道に申請し許可された後にいただいたということです。また、重要事項についての経緯は資料にあるように3月27日の市長への報告のみであり、その前段の今回購入した用地を含めた検討をしているという報告の後、3月27日に市長、理事者、事業団運営推進委員会等との話し合いでの説明があったというこの2回のみとなっております。重要事項ということで、資産の購入にかかわる解体処理場の新施設を模索しているということは2年前から相談は受けておりましたが、赤平の用地に関する報告、相談等については、この2月28日及び3月27日のみでございます。

柴田委員外議員

今、重要事項と言われましたが、私の先ほどの質疑は定款で第4章及び会計に赤平の資産が新たに加わっているのです。もちろん重要事項なのですが、それで定款変更がなされたと思うものですから、明らかに定款の変更なのです。と

いうことは遅滞なく市のほうに定款の変更の報告はあってしかるべきと思うのですが、それはそれでよいですか。定款に赤平の物件が載っているのです。載せるから定款の変更を行ったのです。定款の変更ですから、本来非常に一番最重要の事項だと思うのですが、それはあらかじめ市にこういうことで定款の変更を行いますということを相談して、市はその届け出によって了解しましたということで初めて道の許可ということになると思うのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

国嶋課長

流れ的に今回の定款変更に記載しておりますが、収支報告書にありますように、事業団として平成23年度予算で購入している。ですから、今年度私どもにいただいた事業収支に記載していて、それを購入して契約したのが、3月30日ということになっております。その後、今回の赤平の土地収用だけではなく、4月1日から知的障がい者の更生施設、これが就労支援継続施設に変わる、法改正等の文言修正を含めて、道に定款の変更を申し入れているという流れでございます。

柴田委員外委員

事前に相談は受けていたのですか。先ほどの答弁だと、定款が道の許可を受けて変更になってから初めて定款変更があったということを確認したという答弁だったのでお聞きしました。

国嶋課長

障害の施設等の文言修正を含め、定款に記載するという事は当然認識しております。購入として3月27日にご報告いただいておりますので、赤平の資産が定款変更で載るものと認識しておりました。

委員 長
木 下

ほかに質疑はありますか。

事業団の定款の中で、改正の部分の一番下に平成24年2月29日と記載されています。それで、3月30日契約にしたにもかかわらず、事前に定款変更したということなのか、その辺を伺います。

国嶋課長

変更した事由とこの日付で、どれとどれが整合しているかわかりませんが、4月26日に購入資産の登記を完了しておりますので、この赤平の分についての変更の届け出はこれ以降であると思われます。

委員 長

若干休憩いたします。

休 憩 16:02

再 開 16:05

委員 長
国嶋課長

休憩前に引き続き会議を再開します。

定款の記載方式、改正及び変更許可の日付等の書き方について、詳しい知識があるわけではないのですが、書き方としてこの書式を見る限り、この下から2行目、平成24年4月6日に改正の届け出をしたものと、2月29日に改正の届け出をしたものの許可が、平成24年6月12日におりたという記載ではないかと思われます。これが定款としていただいておりますので、期日が間違っているとも思われませんので、理解としてはそういうことではないかと思ひます。その上にも日付が前後しているものがございませうので、その変更届を内容によって通知が来ているのではないかと思ひます。平成24年2月29日、変更許可平成24年3月26日の下に平成24年4月6日とありまして、変更許可の欄が空欄で、その下に平成24年2月29日、変更許可平成24年6月12日という記載がありますので、4月6日と2月29日に出した分の変更許可が6月12日で、恐らくこの4月6日の分が基本財産の記載と契約後のものではないかと思われます。

(何事か言う声あり)

国嶋課長 登記は4月26日です。

(何事か言う声あり)

国嶋課長 詳細と確認につきましては、事務的なことであると思われますので、確認して次回の委員会等でご報告いたします。

委員長 この件については次回委員会で報告していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ほかには質疑はありますか。

田村 荒木委員が先ほど言われたように、原因は一つしかないのです。これが上がってきても次は否決になってしまう。それを解決するには、その一つを解決する方法を見出していけばよいと思うのです。中身をよく調べて、その内容も調べたほうがよいと思う。そういう事実があるということを入れて、部長が言った意気のこもったことを行ってほしいと思います。意見とします。

委員長 ほかには質疑はありますか。

窪之内委員外議員 3月27日の市の対応と定款と登記と許可の関係で改めて委員会を開くということなのですが、こういう論点を踏まえた上でのことなのか2点です。

委員長 窪之内議員の質疑を認めることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 2分間で質疑をお願いします。

窪之内委員外議員 2月28日から3月27日にアイガモ施設のことについてのやりとりは全くなかったのだと理解しますが、3月27日に市長もいる席でこうしたところと相手方とで合意をしたことを言われた後、市は相手にどういう態度をとったのか、わかりましたということだったのか、市の対応について伺います。4月6日に仮に変更届を出しているのであれば、定款に載るわけがない。2月29日に変更許可を出したのであれば、契約もしていないのに道への申請を出せるはずがない。この辺の矛盾があるので、これを踏まえたことを次回委員会で行っていただけないかということについて理解してよいのか伺います。

国嶋課長 柴田議員からも出された疑義については、定款の中身に3月末に契約した赤平のものが載っている。ただし、表紙のほうでの変更年月日と、許可年月日のずれがあるのではないかということなので、これについて確認してご報告させていただく内容は、今窪之内議員が言われたことになると考えます。

深村副主幹 3月27日の社会福祉事業団の運営推進委員会と市理事者との懇談におけるやりとりなのですが、その席に私も同席させていただいておりました。この懇談の主たるものは、新年度に向けまして、予算概要、あるいは施設譲渡に向けた取り組みに対して双方の意思確認のような話し合いでした。その冒頭、理事長のほうから各種事業団を取り巻く運営上の近況報告の1つとして契約に関する合意を得たという話がありましたので、それにつきましては、かねてより候補用地の選定を行っていたという経過も伺っておりましたので、何よりですということでお話を受けました。それに伴って、その施設が既存の施設ということで、搬入ヤードからバックヤードなどの施設が即アイガモの処理等にも活用できるということから、機能的な集約ができるのですねということでお話しを承った次第です。

窪之内委員外議員 よかったと返事をしたということは、滝川市以外であっても問題ないと、赤平でできるのであれば市として構わないという判断をしたと理解してよいという

- ことか伺います。
- 佐々木部長 生産工程の課題は解決したということで、それについてよかったですねという返事でありました。その場では滝川市ではなくて残念だったという話はありませんでした。
- 委員長
副委員長 ほかに質疑はありますか。
提案なのですが、事業団への譲渡問題に関して非常に奥歯に物が挟まっているような感じで行ってきておりますが、時期が時期だけに一度会派で持ち帰って、譲渡問題につきまして、しっかりした意見集約をすべきではないかと思いますが、皆さんに諮りまして、譲渡条件にはこういうことが必要であるとか、白紙撤回といった話もありましたが、そういったことを詰めてはっきりした共通認識の中で協議していったほうがよいのではと思いますがいかがでしょうか。
- 委員長 アイガモ関連施設の関係からかなり議論が出てきて、譲渡問題のほうまで議論いただいたのですが、矛盾点がでてきたり、協定書の内容等についても不備等があったり、各議員の皆さんもいろいろな不信感を持っているという中における譲渡問題ということですので、今までの流れで行くと平行線をたどると思いますので、各会派からどこがどういう問題であるのか、どういうことが不信点としてお持ちなのか、譲渡に向けて必要なことは何なのか、全ての問題点を会派でまとめて出していただいて、それを所管の部長のほうから相手へ伝えていただくというような流れにしないといつまでたっても平行線なのかと思いますので、副委員長の提案に関して委員の皆さんいかがでしょうか。
- 荒 木 おっしゃっていることはよくわかるのですが、譲渡を前提にした条件提示はできません。私の主張は白紙です。白紙ということは、指定管理先として継続するというのも1つ。分割で指定管理をするということも1つ。公募するというのも1つ。直営ということもあり得るので、譲渡前提での条件提示はできません。
- 委員長
木 下 ほかに意見ございますか。
私も荒木委員と一緒に、まず譲渡を前提ということではなく、さまざまな問題を抱えていますから、そういうことを含めての各派持ち寄りはいよいと思います。
- 委員長
清 水 ほかに意見ございますか。
譲渡に関しての経過説明というのは、あくまでも各施設をどうしていくかということについては、非常に漠然とした説明しか受けていないのです。ほとんど資料らしい資料も出されていないし、私が持っている資料は2008年11月17日のもので、検討の流れというもので、この直近のものを出してもらわないと、4年前のデータに基づいて考えるのはひどい話なので、2008年11月17日厚生常任委員会資料と同列のものを出してもらわないと検討のしようがありません。きょう新生園について行いましたが、これと同じようなことを全部について聞きたいのです。市の施設でありながら、全然中身がわからなくなってきています。きわめつけはスプリンクラーがことしの3月にやっと予算化されるだとか、高齢者の命が軽んじられているようであり、情けない状態が公然とされてきているので、そういう資料もそうだし、各会派から意見を出すのも結構だし、同時に何度かこういう形で、今回は部次長に保育所の関係を報告していただくというようなことも求めたいと思います。
- 委員長
柴田委員外議員 そのほか意見ございますか。
いきなり会派に丸投げされても、委員会でたたき台でもきちんと議論していた

だかないと、各会派から出された方向性が一致するとは思えないので、できれば何かたたき台、こういうことについて会派で協議してほしいというような形で出していただければありがたいと思うのです。

委員長
清水

そのほか意見ございますか。

常任委員会で各委員が発言するのに会派の意見を持ち寄ってということは、ナンセンスだと思う。常任委員会の委員がいない会派だってあるのですから、会派ではなく各委員の意見を持ち寄るべきだと思う。その辺を整理していただきたい。

委員長

副委員長から出されました案件につきまして、整理させていただきますが、厚生常任委員会を近日中に開催したいと思います。資料につきましても直近のものということですので、正副委員長にお任せいただきたいと思います。各委員から内容について意見を漠然と出すということではなく、何点かの内容に絞り込んで意見を出し合っていただく。あくまでもこの内容につきましては、譲渡ということではなく、荒木委員が言われましたように白紙撤回もあり、分割もありいろいろなご意見があらうかと思しますので、内容をある程度絞り込んで皆さんにお諮りしたいと思しますのでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長
清水

そういうことといたします。そのほか質疑ございますか。

定款についての次回委員会での報告の際に、定款の中では第14条評議員会の権限で第3号に定款の変更があるのです。この日程から言うと4月6日というのは恐らく3月30日の購入契約が終わってすぐ理事会は開けると思うのですが、評議員会を開くということはないのではないかと思います。評議員会をきちんと経て、理事会、定款変更の申込みということの確認もあわせて報告願いたいと思います。

委員長
木下

次回委員会にその報告もお願いいたします。ほかに質疑ございますか。

次回委員会までよいのですが、新しく評議員と理事が決まりますが、決まった段階でよいのですが、決まっている分の名簿を資料要求いたします。

委員長
佐々木部長

所管は用意できますか。

次回委員会の時期にもよりますが、11月初め以降でなければ難しいです。

委員長

近々に厚生常任委員会を開きますが、評議員が決定するのは、11月初めかと思しますので、次回委員会に提出は難しいかと思しますがいかがですか。

木下

決まった時点で机上配付していただければよろしいです。

委員長

それでは評議員等のメンバーが決定次第、資料を机上配付するということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長
清水

ほかに質疑はございますか。

協定書の第42条で連絡調整会議の設置及び運営で先ほどまでの話では、連絡調整会議というのは行われていないと。運営推進委員会と市理事者幹部との懇談は行われているが、それは連絡調整会議として、位置づけられていないということなのか、連絡調整会議なのかそれについて確認します。

国嶋課長

担当としましては、施設の指定管理に係る協定書の中身で、こういった運営推進委員会と話す、事業団理事長及び役員と話すということは、担当の認識としては連絡調整会議だと思っております。協定書の中身が書き方として、ほかの施設共通の様式を使っていますので、そこに書いてありますように例えば、定

期的にそういった名称の会議を開催するといったことではありません。担当としては指定管理の目的を達するためにする打ち合わせというのは、連絡調整を目的とした会議だと認識しております。

清水 2月28日及び3月27日は連絡調整会議だという位置づけで、このときの議事録を資料要求したいと思います。

委員長 議事録の提出は可能でしょうか。若干、休憩いたします。

休 憩 16:33

再 開 16:35

委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

佐々木部長 連絡調整会議等の議事録ということですが、次回委員会までに提出できるかどうか検討させていただきたいと思います。

委員長 議事録に関しては、次回委員会までに確認していただくということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように取り扱います。ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

2. その他について

委員長 その他について何か委員からございますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局からございますか。

(なしの声あり)

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただけますか。

(異議なしの声あり。)

委員長 それでは第15回厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 16:37